

新春記者会見 市長あいさつ・説明

平成26年1月8日午後1時30分～
佐久市役所 8階大会議室

新年明けましておめでとうございます。

報道機関の皆様には、希望に満ちた新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、本日は、新春記者会見を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、次第にありますとおり、4項目でございます。順次ご説明申し上げます。

はじめに、「(仮称) 佐久平浅間小学校の校章決定」について申し上げます。

平成27年4月の開校を目指し、建築工事が進められております、(仮称) 佐久平浅間小学校の校章が市教育委員会において決定されましたので、ご報告をいたします。

ご案内のとおり、昨年 of 新春記者会見の場におきまして、長野県内で21年ぶりとなる分離新設校の校名案として、「(仮称) 佐久平浅間小学校」を発表したところでございます。今年は、校章について発表させていただきます。

(仮称) 佐久平浅間小学校の校章は、こちらでございます。

————— (校章を掲示) —————

資料1をご覧ください。

はじめに、こちらの校章についてご説明申し上げます。

この図案は、「コスモスとバルーンのまち」佐久市にふさわしく、浅間山のように雄大で志高く、子どもたちが健やかに育ち、優しい思いやりのある人材に育てほしいことを願っております。

「小」の文字は岩村田小学校からの分離新設校であるため、岩村田小学校の校章にある「小」の文字を配置し、両小学校のつながりを活かしております。

次に、校章の選定経過をご説明申し上げます。

昨年の7月から8月にかけて、小学生以上の佐久市民の方、及び佐久市へ在勤、在学している方を対象に、広く校章デザインを募集し、77作品のご応募をいただきました。

選考にあたっては、有識者や地元関係者による、

「校章デザイン選考委員会」を設置し、選考基準に基づき、4回の議論を重ねるなかで、校章の候補となり

うる作品について、デザインの原案に補正等を加え、11月に教育委員会にご報告をいただきました。

市教育委員会では、選定いただいた作品について予めお示しした選考基準に従って、さらに検討を重ね、最終的に12月の定例教育委員会でこちらの作品を校章に決定したところでございます。

この校章を選定した主な理由を4点申し上げます。

まず、1点目として、この校章は、佐久市を象徴するバルーンと市花であるコスモスが描写され、佐久平浅間の学校名が配置されていることから、

(仮称)佐久平浅間小学校の校章であることがイメージしやすいこと。

2点目は、「佐久平浅間」の文字、「小」の文字、「コスモス」の花、そして「バルーン」がつりあい良く配置されていることから、(仮称)佐久平浅間小学校のコンセプトである「ともに育ち学び合う学校」をイメージでき、さらにバルーンが空高く上がっていく

様子もうかがえ、地域とともに発展していく希望が
持てること。

3点目は、バルーンの外側の青色の部分から、晴天
率が高く青く澄み切った佐久の空が、

雄大な浅間山が連想できる「小」の文字とその緑か
ら、学校周辺の田園風景と、子どもたちが若葉のよう
に、たくましく成長していく姿がイメージできること。

4点目は、コスモス、バルーンといったデザインが
佐久市民に親しみやすいこと、

以上が、主な理由でございます。

なお、この校章は、小学校の象徴として、校旗や
昇降口等に掲示されることとなります。

続きまして、こちらの校章の採用作品の応募者につ
いてご報告いたします。

採用作品の応募者は、

佐久市^{つかばら}塚原在住の市村^{いちむら} ^{ただし}正 さんでございます。

また、この校章は本日より 1 ヶ月間、市役所 2 階の

市民ホールに展示するとともに、建設工事が行われている場所にも掲示する予定であります。

以上が、(仮称)佐久平浅間小学校の校章説明と選定経緯でございます。

————— (校章を下げる) —————

なお、この記者会見終了後、市役所4階応接室におきまして、この校章採用作品の応募者である、

いちむら市村 ただし正さんへの表彰状贈呈式を執り行いますので、

こちらの取材もお願いいたします。

続きまして、資料 2をご覧ください。

「新しい保健の推進」に関する提言について、申し上げます。

本市は、昨年12月24日に「新しい保健推進検討委員会」から、今後の保健予防活動の充実強化を図るための、9項目の提言をいただきました。

本市は、平均寿命が全国トップクラスではありますが、「20年後、30年後も健康長寿のまちであり続けること」を目標とした「新たな視点での保健予防活動」と「各世代に見えてきた課題を克服する方法を新しい視点で組み立てていくこと」を「新しい保健」と位置づけ、本年度「新しい保健推進検討委員会」を立ち上げたところでございます。

この新しい保健推進検討委員会は、医療や保健、教育などの関係者14人の方々から構成され、本市の現状と課題を十分に把握する中で、「新しい保健」の

具体的な方法について議論をしてまいりました。

本市が健康長寿を誇る過程におきましては、行政・医療機関・市民の三者が協働して保健予防活動を重点的に実施してきた歴史がございます。

今後におきましても、本市が健康長寿のまちであり続けるためには「保健予防活動」が極めて重要であり、今後もしっかりと継承していくことが必要であると考えております。

本市といたしましては、この9項目の提言を活かし、佐久市民が生涯を通して豊かな心と健やかな身体を育てることができるよう、今後、具体的な保健事業を展開してまいりたいと考えております

次に、資料 3をご覧ください。

「オールマイティ 1 年生」事業の創設について申し上げます。

本市には、「子ども未来館」「昆虫体験学習館」「うすだスタードーム」など、ファミリー向けの体験学習施設が幾つかございます。

これらに加えて、「近代美術館」「川村吾蔵記念館」等の文化施設や、「穂の香乃湯」「布施温泉」の日帰り温泉施設、更には「もちづき荘」「ゆざわ荘」等の温泉宿泊施設につきまして、小学 1 年生に限り、入場料等を無料化する「オールマイティ 1 年生」事業を、平成 26 年度に創設してまいりたいと考えております。

この事業の大まかな仕組みにつきましては、各施設の利用にあたり、小学 1 年生本人が、窓口において、「オールマイティパス」と名付けられた

“許可証”を提示することで、無償サービスが受けられるというものでございます。

そして、この「オールマイティパス」の有効期間につきましては、当該児童が、2年生に進級するまでとし、この間の無償によるサービス利用は、無制限に認めることといたします。

また、当該児童の居住地が佐久市の内外であるかは一切問わないことといたします。

ただし、施設等の利用にあたりましては、小学1年生の年齢が6歳ないしは7歳という点を踏まえ、保護者の方に必ず同伴して頂くということを条件に付させていただきたいと考えております。

因みに、この事業につきましては、私が少年時代に愛読していたマンガ「ドラえもん」のひみつ道具に着想を得たものであります。

(※てんとう虫コミックス第15巻収録「オールマイティパス」)

有効期間内であればどこにでも自由に入っていけるという道具の“便利さ”と“発想のユニークさ”を通して、芽生えの時期を迎えた小学1年生の興味や好奇心を引き付け、「学び」や「やる気」「気づき」を育てて参ろうとする試みの1つであります。

そして「ドラえもん」のマンガの世界と同様に、未来を担う子どもたちに夢を与え、友情を育み、子どもたちの笑顔を日本中に広げる取組みに育てて参りたいと考えているところでございます。

また、オールマイティパスの魅力を更にUPさせるため、小学1年生に対し、様々なサービス特典を提供いただける民間事業者の参画も期待しているところであります。

いずれにいたしましても、今後、利用対象施設の範囲や、オールマイティパスのデザイン、PR方法等、詳細について詰めてまいります。本年は、事業開始初年度となりますので、7月の夏休み前までには、

オールマイティパスがご利用いただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、[資料 4](#)をご覧ください。

「太陽光発電施設の設置にかかる規制」について申し上げます。

本市では、年間の日照時間が全国トップレベルといった地域特性を生かし、望月・茂田井地区の未利用地を活用した「佐久市メガソーラー発電所」の整備や、市内太陽光発電施設への補助制度などによりまして、太陽光発電施設の普及・促進をはかっているところがあります。

一方で、太陽光発電の施設整備にあたっては、国の規準や規制といったものがほとんどない状況となっており、周辺住民とのトラブルが生じるなどの事例も生じております。

本市といたしましては、施設整備により周辺住民の皆様にご不安や懸念が生じないように、山林・原野につきましては、佐久市自然環境保全条例を厳格に適用する

旨を先の記者会見でお知らせをさせていただいたところでもあります。

しかしながら、太陽光発電施設の設置は山林・原野に限られていないことから、それ以外の地目が対象となるように、今回「佐久市開発指導要綱」の改正を行うこととし、さらに、佐久市自然環境保全条例の適切な運用が図られるよう規則の一部改正をいたしました。

主な改正の内容ではありますが、

「佐久市開発指導要綱」につきましては、適用範囲に、新たに「1,000平方メートル以上の土地における土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電施設の整備」を対象とする旨を規定し、事前に利害関係者等へ計画内容の周知を図るとともに、行為が市の開発指導基準に合致しているかの審査を行うことといたしました。

また、「佐久市自然環境保全条例」につきましては、「佐久市自然環境保全条例施行規則」及び「許可・指導基準」の改正を行い、山林・原野へ

太陽光発電施設を設置する行為を対象行為として明確に位置付けることのほか、地域との融和を図り、適切な土地利用が行われるために、行為の計画について事前に地元及び周辺住民に対して説明を行うことなどの規定を設けたところでございます。

今回の改正によりまして、土地の地目に関わらず「太陽光発電施設の整備」につきましては、条例または要綱の対象とすることで、秩序ある整備を促すとともに、自然環境に配慮した、災害に強い街づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(終わり)